

# 逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）及び市民説明会について

## □ 逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）について

### 1. 意見を募集する趣旨

#### (1) 法人市民税法人税割の税率の引き下げ

##### ① 条例改正の背景

平成26年「地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）」による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正（以下「平成26年度の税制改正」といいます。）で、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の一部を「地方法人税」として国税化し、地方交付税の原資とすることとされました。

具体的には、法人市民税法人税割の一部国税化（2.6%）に伴い、法人税割の税率を2.6%引き下げられます。

##### ② 条例改正の概要

逗子市では、資本金等の額を基準として、制限税率を法人税割の原則的な税率とし、標準税率を中小法人に対する軽減措置として規定しており、法人市民税法人税割の一部国税化（2.6%）に伴い、法人税割の税率を一律に2.6%引き下げる条例改正をします。

##### ③ 条例改正（案）の骨子

###### 【法人税割の税率の改正内容】

法人の区分（資本金の額若しくは出資金の額等）	現 行	改正後	差
5億円未満	12.3%	9.7%	▲2.6%
5億円以上10億円未満	13.5%	10.9%	
10億円以上	14.7%	12.1%	

※超過課税分を含め、法人税割の税率を一律に2.6%引き下げます。

##### ④ 施行期日 平成26年10月1日

#### (2) 償却資産に係る固定資産税課税標準の特例措置について

##### ① 条例改正の背景

これまで一定の償却資産にかかる固定資産税の課税標準については、地方税法により特例措置（軽減割合）が定められ、通常の固定資産税を減額する措置が講じられておりましたが、平成26年度の税制改正があり、対象を拡充した上で、平成26年4月1日以降に取得された該当施設、設備又は機器にかかる固定資産税の特例措置について、国が示した基準（参酌基準）を参酌し、その割合を条例で定めることとなりました。

このように、地方税法で定める範囲内で、地方公共団体が特例措置の内容（期間や割合）を条例で定めることができる仕組みを「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」といい、税制を通じて、これまで以上に地方団体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするという観点から、平成24年度税制改正により導入されました。

##### ② 条例改正（案）の概要

○[対象資産] 水質汚濁防止法の特定施設に係る污水又は廃液の処理施設

[地方税法の軽減割合] 1/3を参酌して1/6以上1/2以下で市町村の条例で定める割合

[本市の軽減割合（案）] 1/3

[具体的な対象資産例] 沈殿又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置

○[対象資産] 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設

[地方税法の軽減割合] 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合

[本市の軽減割合（案）] 1/2

[具体的な対象資産例] 活性炭利用吸着式処理装置と一体となっているドライクリーニング機

○[対象資産] 土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設

[地方税法の軽減割合] 1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合

[本市の軽減割合（案）] 1/2

[具体的な対象資産例] 活性炭利用吸着式処理装置と一体となっているドライクリーニング機

○[対象資産] 水防法に規定された地下街等の浸水防止計画に基づく浸水防止用設備

[地方税法の軽減割合] 2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合

[本市の軽減割合（案）] 2/3

[具体的な対象資産例] 防水板、防水扉、排水ポンプ及び排気口浸水防止機

○[対象資産] 自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器

[地方税法の軽減割合] 3/4を参酌して2/3以上5/6以下で市町村の条例で定める割合

[本市の軽減割合（案）] 3/4

[具体的な対象資産例] CO2ショーケース、空気冷凍システム

- ③ 特例措置の割合を参酌基準と同割合と定めた理由
  - ・参酌すべき割合以外とする特段の理由はないため。
  - ・従前より地方税法にて定めていた軽減割合を、参酌基準の割合として継承しており、既存施設については、引き続き従前の率が適用されることから、税の公平性の原則に鑑み、既存施設との均衡を図る必要があるため。
  - ・道府県知事若しくは総務大臣が評価する該当物件について、参酌基準と同割合を適用することが定められているため。
    - ※「道府県知事若しくは総務大臣が評価する該当物件」とは、他の市町村や県にまたがって償却資産が存在する場合、その施設を道府県知事若しくは総務大臣が評価し、各自治体へ配分する場合を指します。
  - ・県下、全ての自治体が参酌割合を採用しているか採用予定であり、近隣自治体との均衡を図る必要があるため。
- ④ 施行期日 公布の日

### (3) 軽自動車税の税率の引き上げ

- ① 条例改正の背景

平成26年度の税制改正で、国及び地方を通じた自動車関連税制の見直しの中で、負担水準の適正化の観点等から、軽自動車税の税率の引き上げ等が行われました。
- ② 条例改正の概要

軽自動車税の税率の引き上げ等に伴い、逗子市においても税率の引き上げを行うほか、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等について、重課を導入しますが、法令の規定のない小型特殊自動車については、改正後の軽自動車税の税率と均衡を失しないようそれぞれの区分に応じて引き上げる条例改正をします。
- ③ 条例改正（案）の骨子
  - (現行)
    - 農耕作業用自動車 (税率=1,600円) ※125cc以下の原動機付自転車と同額
    - その他のもの (税率=4,700円) ※四輪以上の自家用貨物車と同額
  - (改正)
    - 農耕作業用自動車 (税率=2,400円) 125cc以下の原動機付自転車の税率を参考に1.5倍増
    - その他のもの (税率=5,900円) 四輪以上の自家用貨物車の税率を参考に1.25倍増
- ④ 施行期日 平成27年4月1日

(資料)

- ・逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）の概要
- ・地方税法等の一部を改正する法律の概要
- ・逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）
- ・逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

以上のことから、条例を改正するにあたっての意見を募集します。

## 2. 募集期間 平成26年7月1日(火)～7月31日(木) 【募集期間内必着】

## 3. 閲覧場所

- (1) 課税課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、青少年会館、小坪公民館、沼間公民館、図書館
- (2) 逗子市ホームページ

## 4. 提出方法

任意書式に「逗子市市税条例の一部を改正する条例(案)に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見をご記入のうえ、次のいずれかの方法により送付又は持参ください。

- (1) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号 逗子市役所課税課
- (2) ファクス 046-873-4520
- (3) Eメール kazei@city.zushi.kanagawa.jp (添付ファイル不可)
- (4) 持参 ※開庁時間外、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 注 意 ※

- ・口頭又は電話での受付は行いません。また提出された意見などの原稿等は返却しません。
- ・提出された意見などに対して個別の回答はしません。
- ・意見は個人情報を除き、公開される可能性があります。

**5. 問合せ先**

- 法人市民税の税率の引き下げ及び軽自動車税の税率の引き上げについての問合せ先
  - ・ 逗子市総務部課税課市民税係 電話046-873-1111 内線366・367・368
- 償却資産に係る固定資産税課税標準の特例措置についての問合せ先
  - ・ 逗子市総務部課税課資産税係 電話046-873-1111 内線369・370

**□ 逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）についての市民説明会**

次の日時に市民説明会を開催します。

1. 内容 逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）について
2. 日時 平成26年7月19日(土) 9:30~10:30
3. 場所 市役所5階 第9会議室
4. 問合せ先
  - 法人市民税の税率の引き下げ及び軽自動車税の税率の引き上げについての問合せ先
    - ・ 逗子市総務部課税課市民税係 電話046-873-1111 内線366・367・368
  - 償却資産に係る固定資産税課税標準の特例措置についての問合せ先
    - ・ 逗子市総務部課税課資産税係 電話046-873-1111 内線369・370

※手話通訳・要約筆記・託児希望者は7月4日(金)までに申し込んでください。